

計画策定にあたって

～富谷市男女共同参画基本計画～

計画策定の趣旨

本市においては、平成16年4月に策定した「富谷町男女共同参画基本計画(とみや男女共同参画推進プラン)」や、平成17年4月に施行された「富谷市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現の取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

今般、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行など、社会情勢の変化及び市制施行を踏まえ、男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、基本計画を策定するものです。

計画の位置付け

	男女共同参画基本計画	DV対策基本計画	女性活躍推進計画
内容	男女共同参画を推進していくための基本的な考え方や施策の基本的方向、具体的な取組を定める計画	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・市町村女性活躍推進計画 ・事業主行動計画
根拠法	男女共同参画社会基本法 資料 2	配偶者暴力防止法 資料 3 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	女性活躍推進法 資料 4 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
国	第4次男女共同参画基本計画 (平成27年12月閣議決定) (10年間を見越した方針と5年間の実施計画)	基本方針(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針)(平成25年12月策定)	基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針)(平成27年9月閣議決定)
県	宮城県男女共同参画基本計画(第3次) (平成29年3月策定)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(第5次)(平成30年3月策定)	・宮城県特定事業主行動計画 (平成28年3月策定) ・宮城県女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(平成29年3月策定)
市	富谷市男女共同参画基本計画 (平成31年3月策定予定)		・富谷市特定事業主行動計画 (平成29年8月策定) ・富谷市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(平成31年3月策定予定)

関連制度の動向

年	制 度
2013年(平成25年)	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
2014年(平成26年)	・ 「次世代育成支援対策推進法」改正
2015年(平成27年)	・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行(事業主行動計画部分除く) ・ 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定
2016年(平成28年)	・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 ・ 「男女雇用機会均等法」改正 ・ 「育児・介護休業法」改正

・ 女性活躍推進法(平成28年4月施行) ※10年間の時限立法

基本原則	市町村の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ・ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること ・ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画策定。(努力義務) ・ 地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努める。 ・ 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができる。(任意)

・ 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月閣議)

目指すべき社会	4次計画で改めて強調している視点
<ol style="list-style-type: none"> ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会 ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③ 男性中心型労働慣行^(注)等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会 ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会 <p>(注)勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 男性中心型労働慣行等の変革 ② あらゆる分野における女性の参画拡大、女性採用・登用の推進 と将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進 ③ 困難な状況に置かれている女性の支援 ④ 東日本大震災の教訓を踏まえた男女共同参画の視点からの防災・復興対策 ⑤ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化 ⑥ 国際的な規範・基準の尊重 ⑦ 地域における推進体制の強化

富谷市男女共同参画基本条例

資料5

条例では、男女共同参画を推進するにあたって基本となる理念を次のように定め、市、市民、民間の団体の責務を明らかにしています。

【基本理念】

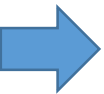
- ・ 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の人権が尊重されること
- ・ 性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮
- ・ 男女が社会の対等な構成員として、市の政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- ・ 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護など家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、これらの活動以外の活動を行うことができるようにすること
- ・ 国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野で推進

市の総合計画(基本構想・前期基本計画)

富谷市総合計画基本構想(2016年～2025年)

将来像	住みたくなるまち日本一 ～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～
基本方針	1 暮らしを自慢できるまち 2 教育と子育て環境を誇るまち 3 元気と温かい心で支えるまち 4 市民の思いを協働でつくるまち

前期基本計画(2016年～2020年)

施策目標		
日常生活が安全で包まれたまちを創ります	持続可能な都市環境がブランドになるまちを創ります	健全なまちづくりに向けてみんなが協働するまちを創ります
1 不測の事態でも安心をつなぐまちづくり 2 安心な暮らしをみんなで守るまちづくり 3 多様な立場や考え方を尊重し市民をつなぐまちづくり	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 施策内容 </div> <div style="margin-left: 20px;"> 1 人権教育と人権相談の推進 2 異なる文化や生活習慣を持つ人達との交流の推進 3 市民の交流と融合の推進 4 男女共同参画の推進 </div> </div>	

策定スケジュール

平成30年	8月	諮問、第1回審議会(計画策定について)
	9月	
	10月	第2回審議会(計画素案について)
	11月	パブリックコメント実施
	12月	
平成31年	1月	第3回審議会(計画案について)、答申
	2月	市議会へ報告
	3月	計画策定
	4月	公表

男女共同参画基本計画策定のポイント

- 宮城県が作成している「市町村モデル計画」をベースに、本市の条例や総合計画をふまえ、地域性を反映した計画とする。
- 富谷市総合計画との整合性を図るため、2019年度(平成31年度)から2025年度までの7年間とする。
- 「市町村モデル計画」の内容 資料6
最近の男女共同参画の情勢等を踏まえた内容となっている。
 - ①男女共同参画社会基本法、②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)、③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく基本的な計画として位置付け
 - 国の第4次男女共同参画基本計画及び宮城県男女共同参画基本計画(第3次)を勘案した内容

・モデル計画の構成

第1章 基本的な考え方

策定の趣旨、位置付け、計画期間、計画推進、計画体系

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 男女共同参画社会に向けた意識改革
- 3 家庭生活における男女共同参画の実現
- 4 学校教育における男女共同参画の促進
- 5 職場における女性の活躍推進

第3章 推進体制

庁内推進体制の整備、住民参画の促進、計画の進行管理

以上の項目に加え、市の現況、男女共同参画の指標を追加

男女共同参画基本計画策定のポイント(本市の動向)

- ① 社会全体における男女共同参画の実現（政策・方針決定過程への女性の参画促進）
 - ・ 審議会等における女性委員登用の推進（総合計画、行革プランにおける成果指標）
- ② 地域・学校における男女共同参画の推進
 - ・ 防災に係る意志決定の場への女性参画の推進(防災会議への登用)
 - ・ 様々な進路又は職業選択が可能となる情報提供や意識啓発の推進（キャリア教育プログラムの実施）
- ③ 家庭生活における男女共同参画の実現
 - ・ 子育て支援の充実（待機児童0宣言）
 - ・ DV(配偶者等からの暴力)の根絶(女性のための相談会等開催)
- ④ 職業生活における女性の活躍推進に向けた環境の整備
(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画として位置付け)
 - ・ 市特定事業主行動計画の推進(イクボス宣言)
 - ・ 企業との連携による女性雇用の促進(市地方創生総合戦略における成果指標)

【参考】本市の主な数値目標

計 画	項 目	目 標 値	現 況 値
総合計画・前期基本計画 (目標年度:平成32年度)	審議会等委員への女性登用率	46%	43.3% (平成30年4月1日現在)
地方創生総合戦略 (目標年度:平成31年度)	企業誘致による新規雇用者800人以上のうち女性雇用率	30%以上	66.5% (平成30年3月末現在)
富谷市特定事業主行動計画 (目標年度:平成34年度)	職員一人あたりの超過勤務時間月平均	26時間以下	30時間 (平成30年4月1日現在)
	管理職の女性割合	35%以上	28.9% (平成30年4月1日現在)
	配偶者出産休暇取得の対象となる男性職員の取得割合	80%以上	0% (平成30年4月1日現在)
	年次有給休暇の平均取得日数	12日以上	8.7日 (平成30年4月1日現在)

【参考】宮城県における男女共同参画の指標(市町村関連項目) の み)と本市の状況

項目	現況値 (平成27年度又は 平成28年4月1日)	目標・予測指標 (平成32年度まで)	富谷市現況値
市町村の審議会等委員における女性の割合	26.8%	30%	43.3% (平成30年4月1日現在)
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	45.7%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のための相談会 (平成30年6月8日開催) ・ 男女共同参画・多様な視点からの防災実践講座 (平成29年度実施 宮城県共催)
育児休業等取得率 (宮城県:宮城県労働実態調査)	男性 4.9% 女性 89.8%	男性 10% 女性 90%	男性 0% 女性 100% (平成30年3月末現在) (富谷市役所)
保育所等利用待機児童数	638人 (うち仙台市213人)	待機児童を解消し、 0人を維持	0人 (平成30年4月1日現在)

【参考】宮城県が男女共同参画の参考としている状況(市町村 関連項目のみ)と本市の状況

項目	現況値 (平成27年度又は平成28年4月1日)	富谷市現況値
市町村の管理職に占める女性の割合	18.6%	28.9% (平成30年4月1日現在)
DV事案認知(相談等)件数	みやぎ男女共同参画相談室:未 集計 女性相談センター・県・市福 祉事務所:1,053件 警察本部:2,257件	人権・行政・生活相談(総務部 市民協働課):4件 保健福祉部子育て支援課:20件 (平成30年3月末日現在)
自治会長(町内会長・区長)に占める 女性の割合	4.2%	8.7% (平成30年4月1日現在)
女性消防団員がいる消防団の割合 (宮城県消防協会)	61.9%	消防団員 165人 うち女性消防団員 7人 (平成30年3月末日現在)

～参考資料～

- ・「広報とみや」
平成30年2月号
〔別冊のとおり〕

